

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和5年10月19日（令和5年（行情）諮問第936号）

答申日：令和6年12月20日（令和6年度（行情）答申第731号）

事件名：陸自小平学校の「作戦法規集合訓練」に関して行政文書ファイル等につづられた文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる17文書（以下、順に「文書1」ないし「文書17」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年8月10日付け防官文第14479号及び平成29年5月26日付け同第8358号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定及び一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料及びURLは省略する。

（1）審査請求書1（原処分1について）

ア 他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

イ 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写して

いるか確認を求める。

平成２２年度（行情）答申第５３８号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたＰＤＦファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成２４年４月４日付け防官文第４６３９号）についても特定を求める。

平成２４年４月４日付け防官文第４６３９号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

（２）審査請求書２（原処分２について）

アないしエ 上記（１）アないしエと同旨。

オ 紙媒体についても特定を求める。

「行政文書」に関する国の解釈に従い、紙媒体についても存在しないか、特定を求めるものである。

カ 開示実施手数料の見直しを求める。

本件対象文書に紙媒体が存在すれば、それに見合った開示実施手数料を改めて提示すべきである。

キ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

（３）意見書

ア 意見１：内容の欠落

『（開示実施）Ｂ４０７「作戦法規－８」』（開示実施に当たって諮問庁がＰＤＦファイルに付けた名称。以下同じ）では、５７頁と６０頁には頁番号が右下に表記されているが、その間の頁には頁番号が表記されていない。

『（開示実施）Ｂ４０７「作戦法規－１５」』では、３５頁と４２頁には頁の表記があるが、その間には頁の表記がない。

いずれも複写の交付に当たって欠落したものと思われる。

なおこれは一例であり、他にも多数あるが、きりがないのでこれに

とどめる次第である。

イ 意見 2：不開示の理由がない

以下の箇所は、既に公表されており、理由がない。

(ア) (開示実施) B 4 0 7 「作戦法規－1 3」

a 2 8 頁：基本協定は防官文第 1 6 1 0 号（添付ファイル（略）参照）で既に開示されている。

b 6 7 頁：指定避難施設は内閣官房国民保護ポータルサイトで公開（URL（略））されている。

(イ) (開示実施) B 4 0 7 「作戦法規－1 5」

a 1 1 7 頁：拘束報告書の様式は、「武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律施行細則」（URL（略））1 1 枚目で公表されている。

b 1 2 1 頁：確認記録・処分記録の様式は、同上細則 1 1 ～ 1 2 枚目で公表されている。

c 1 2 2 頁：領置金品簿（武器等以外）の様式は、同上細則 3 1 枚目で公表されている。

d 1 2 3 頁：領置金品簿（武器等）の様式は、同上細則 3 3 枚目で公表されている。

e 1 2 4 頁：引渡書（甲）の様式は、同上細則 1 4 枚目で公表されている。

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 経緯

本件開示請求は、別紙の 1 に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法 1 1 条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成 2 8 年 8 月 1 0 日付け防官文第 1 4 4 7 9 号により、本件対象文書のうち、文書 1 について、法 9 条 1 項の規定に基づく開示決定処分（原処分 1）を行った後、平成 2 9 年 5 月 2 6 日付け同第 8 3 5 8 号により、本件対象文書のうち、文書 2 ないし文書 1 7 について、法 5 条 1 号、3 号及び 5 号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分 2）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約 7 年 1 か月及び約 6 年 3 か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求

の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(2) 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別紙第2（略）のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号、3号及び5号に該当する部分を不開示とした。

(3) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」として、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、本件対象文書の電磁的記録はPDFファイル形式とは異なるいわゆる文書作成ソフト及びプレゼンテーションソフトで作成された文書であり、PDFファイル形式以外の電磁的記録についても特定している。

イ 審査請求人は、「履歴情報の特定を求める」とともに、「「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める」として、いわゆる変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

ウ 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める」としているため、本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。

エ 審査請求人は、「紙媒体についても特定を求める」とともに、「開示実施手数料の見直しを求める」として、本件対象文書に紙媒体が存在すれば、それを特定した上で、それに見合った開示実施手数料の提示を求めるが、本件対象文書の紙媒体は保有しておらず、また、原処分においては、特定した電磁的記録の開示実施手数料を適正に通知している。

オ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記（2）のとおり、本件対象文書の一部が同条1号、3号及び5号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

カ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処

分を維持することが妥当である。

2 補充理由説明書

「作戦法規集合教育 総合実習（教育実習）実施要領」（文書4）の3枚目及び25枚目の不開示部分については、自衛隊の教育訓練に係る情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、不開示理由として、法5条3号を追加する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-------------------|
| ① | 令和5年10月19日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年11月13日 | 審議 |
| ④ | 同月24日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ⑤ | 令和6年10月11日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年11月6日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑦ | 同年12月13日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号及び5号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、改めて検討した結果、原処分で不開示とした部分のうち、別表2に掲げる部分を新たに開示するとし、その余の部分（別表1に掲げる部分。以下「不開示維持部分」という。）は、不開示理由を追加して当該部分の不開示を維持すべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。なお、本件において、諮問庁は原処分1に係る審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

2 不開示維持部分の不開示情報該当性について

（1）自衛隊の運用要領、能力等に関する情報

ア 不開示維持部分のうち、別表1の番号1ないし7、9ないし19、21ないし24、26及び27に掲げる不開示部分には、自衛隊の教育訓練、運用並びに武器使用の判断及び手順等に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力

及び練度等が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 不開示維持部分のうち、別表1の番号8に掲げる不開示部分には、自衛隊の教育訓練に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 総合実習時の想定に関する情報

不開示維持部分のうち、別表1の番号20に掲げる不開示部分には、総合実習における具体的な想定の内容が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、陸上自衛隊内における未成熟な検討内容が明らかとなり、特定の地域において無用な誤解や憶測を招くなど、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められるので、法5条5号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 他国に関する情報

不開示維持部分のうち、別表1の番号25に掲げる不開示部分には、他国に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、当該他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、3号及び5号に該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同条3号及び5号に該当すると認められるので、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙

1 本件請求文書

陸自小平学校の「『作戦法規』集合訓練」に関して「行政文書ファイル等」（平成23年防衛省訓令第15号「防衛省行政文書管理規則」）に綴られた文書の全て。＊電磁的記録が存在する場合，その履歴情報も含む。

2 本件対象文書

文書1 平成28年度幹部集合教育「作戦法規」（人事教育部）教育課目表（表紙のみ）

文書2 平成28年度幹部集合教育「作戦法規」（人事教育部）教育課目表（表紙を除く。）

文書3 教授要綱

文書4 作戦法規集合教育 総合実習（教育実習）実施要領

文書5 作戦法規一般 平成28年 小平学校人事教育部 法務教官室

文書6 陸上自衛隊武器使用規範 例題研究「警護出動」編

文書7 陸上自衛隊武器使用規範 例題研究「治安出動」編

文書8 作戦法規一般 平成28年4月 人事教育部法務教官室

文書9 事態対処法制 小平学校法務教官室

文書10 警察官職務執行法

文書11 平素の権限等

文書12 災害派遣 法務教官室

文書13 自衛隊法（作戦法規集合教育）法務教官室

文書14 総合実習 想定 平成28年人事教育部法務教官室

文書15 実習 拘束報告書等の作成

文書16 武力紛争法 小平学校人事教育部法務教官室

文書17 部隊行動基準等（作戦法規集合教育）法務教官室

別表 1（不開示維持部分）

番号	本件対象 文書	不開示を維持する 部分	不開示とする理由
1	文書 2	1 ページの 3 教育 上 の 留 意 事 項 (1) 全般の一部	自衛隊の教育訓練に係る情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
2		3 ページの 6 教育 内容 (1) 作戦法 規 総 論 ア 総 括 表、6 ページ目の (2) 作戦法規各 論 ア 総括表、1 4 ページの (3) 総合実習 ア 総括 表及び 19 ページ の (4) その他 ア 総括表の時間の 項の全部	
3		4, 7, 9, 1 2, 15～17 及 び 20 ページのイ 本文の時間（百分 率）、時間、型式 別時間、教育内容 のそれぞれ一部	
4		21 ページの 7 教 育時間配当及び教 授型式別時間比率 表、23 ページの 9 課目進度表、2 4 及び 25 ページ の 10 教育実施計 画のそれぞれ一部	
5	文書 3	教授要綱の時間形 式の一部	自衛隊の教育訓練に係る情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推
6		教授要領総括表の	

		時間の項の全部	察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
7		教授要領の時間の全部並びに、実施要領及び備考の項のそれぞれ一部	
8	文書4	3及び25枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は特定の個人は識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
			自衛隊の教育訓練に係る情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、不開示理由として、法5条3号を追加する。（補充理由説明書）
9		4, 5, 7～10, 12～16, 23, 24, 26～30, 33～48及び50～58枚目のそれぞれ一部	自衛隊の教育訓練に係る情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
10	文書6	2～14枚目のそれぞれ一部	武器使用の判断及び手順に係る情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の武器使用の判断及び対応要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
11	文書7	3枚目の全部並び	武器使用の判断及び手順に係る情報

		に 2, 5 ～ 1 3 枚目のそれぞれ一部	であり, これを公にすることにより, 自衛隊の武器使用の判断及び対応要領が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
1 2	文書 8	1, 3, 6 7, 8 6 及び 8 7 枚目のそれぞれ一部	自衛隊の教育訓練に係る情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の運用要領, 能力及び練度が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
1 3	文書 9	2 枚目の一部	自衛隊の教育訓練に係る情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の運用要領, 能力及び練度が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
1 4	文書 1 0	3 5 ～ 3 8, 8 2, 8 9 及び 1 0 0 枚目のそれぞれ一部	自衛隊の運用に係る情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の運用要領が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
1 5	文書 1 1	3 8 枚目の一部	武器使用の判断及び手順に係る情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の武器使用の判断及び対応要領が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法 5 条 3 号に該当す

			るため不開示とした。
16		15～18, 21, 22, 24, 26, 33及び38枚目のそれぞれ一部	自衛隊の警備に係る情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の警備要領が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。
17	文書13	63, 64, 79, 102及び103枚目のそれぞれ一部	武器使用の判断及び手順に係る情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の武器使用の判断及び対応要領が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。
18	文書14	2枚目の一部	自衛隊の教育訓練に係る情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の運用要領が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。
19		4～6, 20, 30, 55, 64, 65, 76, 97～102, 109, 120及び126枚目のそれぞれ一部	自衛隊の運用に係る情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の運用要領が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。
20		63, 67及び68枚目のそれぞれ一部	総合実習時の想定に係る情報であり, これを公にすることにより, 不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから, 法5条5号に該当するため不開示とした。
21	文書15	2～10及び12枚目のそれぞれ一	自衛隊の運用に係る情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の

		部	運用要領が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法５条３号に該当するため不開示とした。
２２	文書１６	３及び７枚目のそれぞれ一部	自衛隊の教育訓練に係る情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の運用要領，能力及び練度が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法５条３号に該当するため不開示とした。
２３		１７２枚目の一部	自衛隊の運用に係る情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の運用要領が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法５条３号に該当するため不開示とした。
２４		１３１及び１３２枚目の一部	武器使用の判断及び手順に係る情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の武器使用の判断及び対応要領が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法５条３号に該当するため不開示とした。
２５	文書１７	６枚目の一部	他国に関する情報であり，これを公にすることにより，我が国と当該他国との間の信頼関係が損なわれ，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法５条３号に該当するため不開示とした。
２６		６，１３，２７～２９，３２，３７，３８，４６及	自衛隊の運用に係る情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の運用要領が推察され，自衛隊の任務

		び48枚目のそれぞれ一部。 14, 30, 31及び33～35枚目のそれぞれ全部。	の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
27		5, 15, 17, 36, 39～41, 44, 46～50, 52～54, 56～64及び66～68枚目のそれぞれ一部。 42, 43, 51及び55枚目のそれぞれ全部。	武器使用の判断及び手順に係る情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の武器使用の判断及び対応要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

別表 2（諮問庁が新たに開示している部分）

本件対象文書	諮問庁が新たに開示している部分
文書 2	1 3 ページの不開示部分全て
	1 5 ページの「使用教材 演習場 使用隊力等」欄の不開示部分全て
文書 3	2 1 枚目の不開示部分全て
	2 2 枚目の「実施要領」欄及び「備考」欄の不開示部分全て
	3 0 枚目の「実施要領」欄の不開示部分全て
	3 2 枚目の「実施要領」欄の不開示部分のうち、上から 1 1 行目ないし 2 2 行目の不開示部分全て
文書 4	2 枚目の不開示部分全て
	6 枚目の不開示部分全て
	3 4 枚目の「（1）全般」の不開示部分のうち、「指導部」の不開示部分全て
	5 0 枚目の「4 編成」の不開示部分のうち、「指導部」の「区分」欄の不開示部分全て
文書 8	9 3 枚目の不開示部分全て
	9 5 枚目の不開示部分全て
文書 1 0	8 4 枚目の不開示部分全て
文書 1 1	4 0 枚目の不開示部分全て
文書 1 2	8 5 枚目の不開示部分全て
文書 1 3	4 5 枚目の不開示部分全て
	9 9 枚目の不開示部分全て
文書 1 4	2 8 枚目の不開示部分全て
	4 3 枚目の不開示部分全て
	7 8 枚目の不開示部分全て
	8 4 枚目の不開示部分全て
	1 3 0 枚目ないし 1 3 3 枚目の不開示部分全て
文書 1 6	1 1 7 枚目の不開示部分全て
	1 2 1 枚目ないし 1 2 4 枚目の不開示部分全て
文書 1 7	1 0 枚目ないし 1 2 枚目の不開示部分全て
	1 8 枚目の不開示部分全て